

## 令和7年度第4回自立支援協議会テーマ別部会 障がいのある方と防災について 議事要旨

1. 開催日時 令和7年11月28日（金） 10時～11時30分

2. 開催場所 まちづくり活動プラザ 1階会議室

3. 出席者 (委員) \*団体名のみ記載

浦安市肢体不自由児・者親の会「どっこらしょ」、浦安市聴覚障害者協会  
(福) 千楽、(福) 佑啓会、特定非営利活動法人あいらんど、(株) 縁グループ  
障がい事業課、障がい福祉課  
(事務局) 浦安市基幹相談支援センター

4. 議事次第

1. 開会

2. 議題

- (1) 前回までの検討事項のまとめと振り返り
- (2) 市の仮方針に則ってホワイトボードワーク（机上シミュレーション）
- (3) 令和7年度テーマ別部会「障がいのある人と防災」開催スケジュール

3. 閉会

5. 配布資料

- ・次第
- ・令和6年度版 防災のてびき～もしものときの災害に備えて～

6. 議事要旨

- 1) これまでの部会の検討事項や論点を事務局より次第に沿って振り返りを実施
- 2) 以下の条件での災害発生を想定して、委員の立場から避難動向や民間の指定福祉避難所開設、利用者対応等について検討。

以下、シミュレーション内容の概要及び実施後に確認した課題：

[シミュレーション①] 待避所と避難所の違いを学んだことから、以下の条件下での避難行動と民間の指定福祉避難所運営事業者の動きを時間ごとに確認：

(災害条件) 台風10号浦安に接近。線状降水帯も発生し、車の運転が出来ないぐらいの激しい雨と暴風が予想されている。

(関係者、当事者の動きの概略)

市役所の動き：

前日に待避所を開設するかどうかの検討→朝7時の時点で待避所開設となれば「浦安市防災アプリ」で周知→朝9時待避所開設（自宅避難NG、不安な方が対象）→いつまで待避所を開設するか、避難者数の確認などを行う。

福祉避難所開設事業者（福祉事業者）の動き：事業者ごとに対応の違いあり。

（開所するか否かの判断）

閉所する／京葉線が止まった時点で閉所確定する／開所するが利用は安全優先で控えることを利用者に推奨する／前泊して開所にむけて送迎車両を含めて準備する

（通所された利用者対応）

事業所が開設している 20 時までは支援して、その後、安全を確認しながらご自宅に送るなどを行うが、その手段に心配がある（車両が使えない）／隣接する公民館（＝待避所）を活用して支援する／事業所内でご自宅に送り届けるまで事業所内で支援する

（当事者の方の動き）通所先がある方A 通所先が無い方B

Aの方：通所先からの閉所の連絡が無い限り、原則通所する。事業所が閉所の連絡があれば自宅で過ごす。本当は車が使えなくなる状態になる前に、自宅そばの福祉施設に待避できればと思う。

Bの方：就労先（会社）から連絡が入る。その際の判断基準として電車が止まるかどうか→防災アプリの情報を確認する。心配なことは、出勤してから電車が止まり、市外でそのような状況に遭遇した時の対応。

[シミュレーション②] 日曜日、14 時、東日本大震災が発生当時の浦安の状況になった

（ライフライン一部停止、地震発生、液状化発生）

市役所の動き：指定避難所（市内小学校等）を開設する（震度 5 以上は自動開設）→建物の被害状況を確認する→民間の福祉避難所については、管理者に連絡して建物被害状況を確認する

※連絡手段が確立していないことは課題※

民間福祉避難所運営事業者の動き（福祉避難所開設は発災後 3 日後を想定）：

併設するグループホームは閉所しているが、事業所は閉所している／利用者さんは通常通り通所している／当時を振り返ると、事業所家屋が盤石か不安を感じる／市に連絡する仮定として、市から発災後 2 日目に連絡が入り、建物の安全報告及び福祉避難所開設要請が入った際に翌日（発災後 3 日目）に開設できるか。

→対応可能ではあると思うが隣接する公民館との連携は必要。即日、福祉避難所を開設できているかと言われれば、それは難しい。

→地の利があり、隣の小学校を介して市とのやり取り、場合によっては職員が徒歩で市役所に赴きやり取りすることは可能だと思うが、福祉避難所の運営を考えると不安が大きい。寝るスペースの確保や、備蓄品も十分ではない。

→福祉避難所の開設、運営となるとかなり準備時間が必要。備蓄品も十分ではない。

→人的配置は何とかなるかと思うので、開設に向けて準備をすることは可能である

（当事者の方の動き）通所先がある方A 通所先が無い方B

A：避難行動をどうすればよいかとても悩む。幸い、当時を振り返ると、ライフラインが完全に停止しなかったことから家に留まるとは思うが、果たしてそれがいつまで出来るか（理由：水道が止まった）市の仮方針に則って考えると、自宅から離れた通所先が避難する福祉避難所になるが、事業者の皆さんのお話を聞くと、避難することは難しいと感じた。となると、近隣の小学校にまず避難することになることが分かった。

B：家族とともに自宅避難する。当時を振り返ると、勤め先がある市外で災害が発生し、電車は止まるが情報を得ることに苦労し大きな不安を感じ、何とか、浦安に戻ってきた経験がある。本当に不安だった。今回の状況の場合は、液状化やライフラインの状態に応じて、自宅近くの指定避難所に行く。

以下の通り課題を整理する：

- ①避難行動について、個別の避難計画に記載している福祉避難所に避難ができると周知されているが、実際は困難。福祉避難所より早期に開設予定である小学校等の指定避難所に避難することが現実的。
- ②市と民間の福祉避難所間のやり取りフローが決まっておらず、その連絡手段も無いことから、なおのこと、上記①が見込まれることから、個別の避難計画作成対象者の方には、避難行動の混乱を避けるためにも速やか周知が必要。(未作成の方については、個別の避難計画のフォーム改定や市の方針を説明する一文追加などが必要である)
- ③医療的ケアが必要な方たちを考えると、指定避難所（小学校等）に長い期間避難することは難しいと思う。電気、空調、水、衛生用品などがある福祉避難所での生活が必要になるだろう。生命維持に最も支援が必要な方たちが取り残されない体制が必要である。